

御館の乱の発生について

―謙信政権下での景勝・景虎の役割とその背景―

中川 佳 奈

はじめに

筆者が学部生の頃より取り組んでいる「御館の乱」は、天正六(一五七八)年、突然の上杉謙信の死が齎した上杉家家中の内紛である。これは「謙信の後継者争い」と云う理解が一般にされているが、実際のところそれだけでは片付かない要素も多分に絡んでおり、複雑である。詳しくは後述するが、それだけに御館の乱をただ「謙信の後継者争い」と規定するのは、あまりに短絡的であると云わざるを得ない。

御館の乱について、過去に少なくない研究者諸氏が多くの考察を試みている。その結果、この乱の意義については凡そ三つの説が存在する。

①先にも挙げたが「謙信の後継者争い」とする説¹⁾。これは定説とも云えるほど広く浸透している見解であり、専門家を読者の対象としない論述などはほぼこの説一色である。

②「景勝のクーデター」とする説²⁾。これは上杉家家中での景虎の地位が、景勝よりも上であったため、謙信の死に際し景勝がクーデターを起こしたと云うものである。

③「古志長尾氏と上田長尾氏の勢力争いの延長」とする説³⁾。こ

れは国人間の対立や、長尾氏内部の抗争が本質的に存在していたとするものである。これは②の説とは必ずしも矛盾しないし、両者の線引きが曖昧な部分もあるが、②が家中での景虎の立場を「景勝よりも上」とするのに対し、③は「同等」とするところに差異がある。また中には以上のいずれの説の立場も取らず、その意義についての名言を回避している研究者もある⁴⁾。

しかし先行研究において共通しているのは、その歴史的な意義についてはかなり論じ、御館の乱が何故発生したのか、その原因についての検討を殆どしてこなかったと云う点である。これは御館の乱が謙信↓景勝と云う流れを踏まえた上での、単なる通過点としてしか捉えられていないことと、「乱の結果景勝が勝利し、謙信の跡を継いだ」と云う結果論にのみ終始しているためではないかと思われる。確かに結果としてはそうだったが、「何故」乱が発生したのかと云う原因を考察することは、敢えて意味のあることであると筆者は云いたい。看過されがちな御館の乱の発生原因について、本稿では焦点を絞り、複数の視点からの考察を試みようと思う。

尚、本来このような研究はもつと多くの視座を設けて行うべきであるが、今回は紙幅の都合と筆者の研究の進捗状況が非常に緩慢なせいもあり、ごく限られた視点のみを扱うこととなった。宜しく御諒解の上、筆者の拙論にお付き合い頂きたい。

一、景勝について

云うまでもなく、景勝は謙信の養子である。上田長尾氏当主・長尾政景を父とし、謙信の姉である仙桃院を母として、弘治元年（一五五五）に誕生し、その後謙信の養子となった。景勝は一門筆頭として家中でもトップクラスの動員兵力を誇り、その名は軍役帳にも記載されていた（表1）。このことから、櫻井真理子氏は「景勝の扱いはあくまでも謙信の家臣」と指摘する。家臣扱いだからこそ、軍役を要求するわけである。景勝は養子として春日山城に起居しながらも、父政景変死の直後より上田長尾氏当主としての役割を果たしていた。次に挙げる史料がそれである。

今度白井之地被為攻候処、最前^二責入相動之段、粉骨無比類候、
千原孫作傳也
 向後弥可相稼事、簡要候、謹言、

四月廿日
（永祿九年）

頭景御居判
（景勝）

広居又五郎殿^⑤

これは永祿九年（一五六六）、謙信が下総白井城へ出陣した際に景勝が発給した感状である。永祿九年と云うことは、政景変死の翌々年であり、景勝は数え年で十二歳であったはずである。上田長尾氏重臣である栗林氏ら後見役の存在があるのは当然だが、このとき既に、景勝は上田長尾氏当主としての役割を果たしていた。

そもそも越後長尾氏は大きく別けて、①府内長尾氏、②古志長尾氏、③上田長尾氏の三氏があり、謙信政権は、兄晴景から引き継いだ①を中心とする権力基盤に、②らの勢力を上乗せすると云う形で

あった。このような側面を踏まえると、景勝の養子入りには、謙信の身内の愛情以外に、政治的な意図があったように思われる。つまり、謙信は景勝を養子として迎えることで、父為景時代より対立していた越後長尾三氏を傘下に統合し、自身の更なる権力向上を図ったのではないだろうか。

とにかく、養子でありながらも上田長尾氏当主でもあった景勝は、謙信死亡直後、春日山城の実城入りを果たす。これには謙信の突然の死により混乱した家中を鎮める目的があったと思われるが、それには独自の強大な軍事力を持つていたほうが都合が良い。それにより、景勝は実城に蓄えられていた莫大な金銀や武器をはじめとした装備類だけではなく、謙信の老臣たちによる文書発給機構をも手にすることとなった。

制札

右於習禪寺村、諸軍勢濫妨狼藉并人取・竹木剪取事、堅令停止之、若有違犯輩者、不嫌甲乙人、於立所可加成敗由、被仰出、
 被成 御印判者也、仍如件、

天正六

尾張守（花押）

（朱印）六月 日

参河守（花押）

下野守（花押）^⑥

右の史料は、御館の乱において景勝・勝頼同盟が成立した頃に出された奉書式印判状である。奉者の三名はそれぞれ、新発田尾張守長敦・竹俣三河守慶綱・斎藤下野守朝信であり、彼らは謙信の晩年から奉者として見える者たちである。この文書の詳しい日付は明らか

表1 上杉家臣団と軍役 (『新潟県史』通史編2より)

人 名	区分	鎧	手明	鉄砲	大小旗	馬上	計
御中城様 (景勝)	一門	250	40	20	25	40	375
山浦殿 (国清)	一門	170	20	25	15	20	250
十郎殿 (景信)	一門	54	10	4	5	8	81
上条殿 (政繁)	一門	63	15	2	6	10	96
弥七郎殿 (琵琶島)	一門	106	15	10	10	15	156
山本寺殿 (定長)	一門	50	10	2	3	6	71
中条与次 (景泰)	国下	80	20	10	15	15	140
黒川四郎次郎 (清実)	国下	98	15	10	10	15	148
同心土沢		27		1	1	2	31
色部弥三郎 (顕長)	国下	160	20	12	15	20	227
水原能化丸 (隆家)	国下	58	10	5	6	8	87
竹俣三河守 (慶綱)	国下	67	10	5	6	10	98
新発田尾張守 (忠敦)	国下	135	20	10	12	17	194
五十公野右衛門尉	国下	80	15	10	8	11	124
加地彦次郎	国下	108	15	10	10	15	158
安田新太郎	国下	90	20	10	13	15	148
下条采女正	国下	32	10	2	3	5	52
荒川弥次郎	国上	32	10	2	3	5	52
菅名与三	国中	45	10	5	5	8	73
同心菅名孫四郎 (綱輔)		2		1	1	1	5
平賀左京亮 (同心3人)	国中	62	10	7	8	11	98
新津大膳亮 (同心2人)	国中	58	10	6	7	10	91
斎藤下野守 (朝信)	国上	153	20	10	12	18	213
千坂対馬守 (景親)	国上	36	10	2	4	6	58
柿崎左衛門大輔 (晴家)	国上	180	30	15	15	20	260
新保孫六	国上	40	15	2	3	7	67
竹俣小太郎	国上	46	10	3	5	6	70
山岸隼人佐	国上	30	10	2	3	5	50
安田惣八郎 (顕元)	国上	60	15	5	5	10	95
舟見	国上	70	10	5	6	10	101
松本鶴松 (同心8人)	旗本	101	15	13	13	16	158
本庄清七郎 (秀綱)	旗本	150	30	15	15	30	240
吉江佐渡守 (同心1人)	旗本	50	10	4	5	7	76
山吉孫次郎 (豊守)	旗本	235	40	20	30	52	377
直江大和守 (景綱)	旗本	200	30	20	20	35	305
吉江喜四郎 (資堅)	旗本	60	15	5	10	15	105
香取弥平太	旗本	90	15	5	7	15	132
河田対馬守 (吉久)	旗本	60	20	5	7	15	107
北条下総守 (高定)	旗本	60	20	7	7	11	105
小国刑部少輔	国中	80	15	10	10	10	125
長尾小四郎 (景直)	一門	50	15	3	3	10	81
合 計		3578	650	320	367	565	5480

元表注「天正三年上杉家軍役帳 (上杉家文書、県史840号) の記載順による。区分は『藩制成立史の総合研究』に準じた。国は国人、上・中・下は上郡・中郡・下郡。同心は土沢・菅名氏のほかは寄親に含めた」

かでないが、謙信死亡が三月十三日であるから、景勝は遅くとも三ヶ月弱で謙信の文書発給機構を掌握したと見てよいだろう。

二、景虎について

対する景虎は、こちらも謙信の養子であるが、後北条氏の出身である。景虎は永祿十二（一五六九）年、越相同盟の締結に伴い越後入りした。景虎は同盟の人質としてと云うよりも、同盟の内容と越後入りの経緯から見ても、武田領への出陣を促すための、上杉氏と後北条氏との取次ぎ役としての性格を強く持っていたようである。

追而、氏政下総へ出馬之儀付而、実城以御意相州へ飛脚持越候、昨

歸路候間、相州よりの返礼、為御披見指越候、以上、

從相州之脚力、此方へ被差越候、則悴者相添差越候、相州へ之

書中并遠左所^(遠山山光)へ之文、両通指越候、入御披見可然之由、仰出付

而者、認可被越候、若亦御意二不合付而者、御安文可被越候、

書直可差越候、以上、

^(元龜二年)

十月三日

景虎（花押）

山吉孫二郎殿^(景守)？

右の文書は越相同盟破棄直前の景虎発給文書である。これを見ても明らかのように、景虎は養子でありながら、出陣要請を出す際には謙信の重臣を通さねばならなかった。このことから、当時家中での景虎の立場はそう高くはなかったと云えるであろう。

また景虎は景勝とは違い、軍役が課されてはいなかった。先にも

述べたが、これは景虎の家中での立場が謙信の家臣ではなかったことを示している。しかし年不詳ではあるが景虎発給の軍勢到着が残っていることから、独自の部隊を持っていたことは確かなようである。

越相同盟破綻後から御館の乱直前までの時期に、発給されたことが確認できる景虎及び景虎に関係する文書が殆ど残っていないためかではないが、越相同盟破綻後も景虎は側近を伴って越後に留まっていたようである。そして、家中での位置は向上し、後継者として目されるまでになっていたのである。

景勝の実城入り後は、長尾景信ら古志長尾氏が景虎の元へ集結し、景勝を含む上田長尾氏との対決姿勢を見せる。それまで謙信政権の重要な位置を占めていた古志長尾氏にしてみれば、景勝の実城入りは上田長尾氏によるクーデターと捉えられ、それに対して反旗を翻したと云う可能性も否定できない。

A

就謙信遠行之儀、預使僧忝候、仍先段如申入候、少弼無曲擬故、

去十三、当館江相移、備堅固候、春日山之儀、押詰不為開外張

候、爰許様躰可御心易候、殊更甲府無二申合候之条、武田

左馬助方為物主、人数信堺迄被立置候、就貴固之儀、從前々互

二深申談候意趣者、相府被仰合筋目を、於向後者、弥入魂可申

覚悟候、御同意二付而者、可為本望候、此時候間、一途御取持

候者、自他之覚不過之候、尚彼使僧口上申合候条、不能細筆候、

恐々謹言、

五月廿九日

景虎

蘆名修理大夫殿⁸⁾

B

(包紙上書)

「輝虎道場御建立之御朱印」

此度、当御館江名々相談、就忠信申者、如申上、望之所導場⁹⁾

可被為取立之由、被仰出者也、仍如件、

天正六

(武口家定威口)朱印)

遠山¹⁰⁾

拾月廿八日

神田

奉¹¹⁾

一揆中

赤川新兵衛尉殿¹²⁾

右の文書Aは、謙信の死後初めて景虎が発給したものであり、Bは管見の限り唯一の奉書形式の景虎朱印状である。Bの場合に奉者になつてゐる二名は、景虎に付き従つて後北条氏よりやつてきた景虎の腹心である。このように、景虎は謙信の老臣たちによる文書発給機構とは別に、文書を発給する手段を持つていたのである¹⁰⁾。

三、上杉家家中の分裂状況

ここで、謙信政権下での家臣団構成から、御館の乱発生当時の上

杉家家中の分裂状況を、藤木氏の論考¹⁾を参考に見る事としよう。

まず謙信政権下で発給された文書は、その大部分が判物形式であり、奉書形式のものは少ない。しかしその数少ない奉行人が、「執政首脳」と云うかたちで、景勝政権下における「執政」に通じてゆく。

謙信政権における執政首脳は、発足当初は晴景より引き継いだ者たちに、栃尾時代以来の腹心を加えて構成したものであった。ところが弘治末く永禄初年になると、古志長尾氏、上中郡の国衆らが台頭するようになる。しかし彼らの殆どは、領国拡大に伴い前線へと派遣されたため、代わつて河田長親ら新参者が登用されるようになった。永禄末年になると、新参者だけで国衆の関わるデリケートな問題は処理できないと判断したのか、一旦引退した本庄実乃や山吉豊守らが再び登用される。加えて永禄十二(一五六九)年、本庄繁長の叛乱の鎮圧に伴い、揚北への支配力が拡大したため、揚北衆の登用が目立つようになってくる。

以上を眺めると、謙信政権は中枢官僚を育成する傾向に欠けていたことが解る。

これに対し謙信の家臣団全体を「天正三年軍役帳」から分析してみよう。表1は軍役帳の内容を、そのまま表にしたものである。藤木氏はこれを第1群から第4群に別け、次のように整理している。以下、各群が御館の乱においてどのような立場を取つていたのか、順に見ていきたい。

第1群：上杉一門ないしそれに準ずる者。これに該当する者は守護上杉家の家臣(謙信は関東管領山内上杉家の名跡を相続)や、上

条義春のように養子縁組により迎えた武将や、村上義清ら旧信濃衆である。乱勃発当時は情勢を傍観していた者も多い。

第2群：下郡国衆（＝揚北衆）。謙信政権の本拠、頸城から最も遠く、そのために自立性が非常に高い。為景時代より、ともに府内長尾氏に対抗する勢力のためか、上田長尾氏と親密な関係にあった。彼らは御館の乱においては、ほぼ景勝方として動く。

第3群：上・中郡国衆。頸城に近いため、第2群と比較すると上杉への家臣化が早い。これには上田長尾氏も含まれるが、御館の乱においては上田長尾氏以外の多くは景虎方につく。

第4群：旗本。一部に新参の直臣・河田長親らを含む。国外に駐留していたために、乱にすぐに参加できない者も多かった。

このように家臣がどのような特性を持つていて、御館の乱への関与の仕方が異なる。御館の乱は状況の変化により寝返りが相次いだため、乱の全体を通して一言で言及することは難しいが、発生当初には凡そそのような傾向があったようである。

ちなみに景勝は当初謙信の執政首脳陣を継承するかたちをとるが、御館の乱後には彼らは政権内部より排除され、代わりに直江兼統を中心とした上田衆に取って代わられることになる。景勝のこのような行為は、あたかも乱において謙信の後継者たる正当性をアピールしているようにも思われる。

おわりに

以上、御館の乱の発生について、景勝・景虎それぞれの謙信政権下での立場・役割と、家中の性質・分裂状況についてみてきた。これから考えられることとして、御館の乱は表面的には、事実上トップである景勝と、形式上トップである景虎との対立に見えてしまいがいと云うことである。実際のところは見てきたように、事実上の実力トップ集団の覇権に対する、古志長尾氏らの反発がこのような複雑な構図を招いたようである。ここで冒頭で紹介した御館の乱に対する意義付けに戻るが、筆者の考えとしては、③の「古志長尾氏と上田長尾氏の対立の延長」と云う説にもっとも近いように思う。しかし②「上田長尾氏のクーデター」と云う要素は、上田長尾氏の側にそのような意識があったかどうかはともかく、古志長尾氏サイドからはそのような見えなかった可能性を否定できない点で、部分的にその説にも賛同する。結局のところこのような状況を招いてしまったのは、謙信政権での家臣統制システムが、謙信なくしてはまともなことの出来ない、家臣同士のつながりの少ない集団であったことが原因であるように思われる。これは端的に云えば、謙信政権そのものが、謙信を主体とした戦国領主の連合体であったということになる。例え謙信存命中に景虎を後継者の座にしっかりと据えていたとしても、謙信の死により、景勝を筆頭とする上田長尾氏のクーデターが発生していた可能性は十分にあったわけである。

以上、甚だ視座の少ない考察であった。ところで、筆者が御館の

乱の発生について現時点で疑問として感じていることは二点あり、ひとつは天正六年と云う時期的な問題である。当時の中央は織田の勢力が天下を握らんとする状況であり、その脅威は上杉方も存分に熟知していたものと思われる。織田につけ入られる可能性があったにも関わらず、乱を起し、それを継続させた理由は何だったのだろうか。多くの国人領主たちにとっては、連合体の盟主が誰になるかと云うことは、大した問題ではなかったであろうか。

次に今まで取り上げられることが殆どなかったが、謙信の姉であり景勝の母でもある、仙桃院の影響力についてである。彼女は夫の死後春日山城に戻り、乱後は景勝について会津・米沢と居を移し、慶長十四(一六〇九)年にその生涯を閉じた。筆者は研究不足ゆえ戦国大名のいわゆる「奥」については無知であるが、もし彼女に何らかの権限があったのだとすれば、それは御館の乱、特に景勝の実城入りに関してどのような影響を与えたのであろうか。この二点について、今後幾らかなりとも考察を試みたいと思う次第である。

註

- (1) 花ヶ前盛明『上杉景勝のすべて』新人物往来社 一九九五年、『直江兼統のすべて』新人物往来社 一九九三年、『中世越後の歴史』新人物往来社 一九八六年、『上杉謙信と春日山城』新人物往来社 一九八四年、田中圭一ら『新潟県の歴史』山川出版社 一九九八年渡辺誠『上杉景勝の戦国サバイバル戦術』『歴史群像シリーズ』⑧上杉謙信』

学習研究社 一九八八年

- (2) 小村弌(責任編)『図説 新潟県の歴史』河出書房出版 一九九八年
- (3) 井上鋭夫氏『新潟県の歴史』山川出版社 一九七〇年
櫻井真理子「上杉景虎の政治的位置―越相同盟から御館の乱まで―」
『武田氏研究第28号』武田氏研究会 二〇〇三年
- (4) 木村康裕「景虎・景勝と御館の乱」『定本上杉謙信』高志書院 二〇〇〇年、児玉彰三郎『上杉景勝』児玉彰三郎氏遺著刊行会 一九七九年
- (5) 史料番号二七〇『上杉家御書集成I』上越市史叢書6 上越市 二〇〇一年
- (6) 史料番号二一三〇『新潟県史』資料編三 新潟県 一九八二年
- (7) 史料番号四三六三『戦国遺文 後北条氏編』第五卷 東京堂出版 一九九三年
- (8) 史料番号四三六五『戦国遺文 後北条氏編』第五卷 東京堂出版 一九九三年
- (9) 史料番号四三三四『戦国遺文 後北条氏編』第五卷 東京堂出版 一九九三年
- (10) 片桐昭彦『戦国期発給文書の研究』高志書院 二〇〇五年
- (11) 藤木久志「Ⅲ 豊臣期の戦国大名Ⅱ上杉」『戦国大名の権力構造』吉川弘文館、一九八七年(初出「家臣団の編成」『藩制成立史の総合研究 米沢藩』第二章(第三節を除く) 吉川弘文館 一九六三年)